

○ 物品調達に係る入札の取扱いについて

制 定 平成 23 年 4 月 1 日

本市発注の物品調達において、市内中小企業者の受注機会の確保を図るため、物品の買入、借入及び工事以外の請負契約（印刷及び製本の請負契約並びに不動産以外の物品の製造、加工及び修繕の請負契約に限る）の入札における入札参加者の参加資格要件について、次のとおり取扱うこととします。

記

1 予定価格 500 万円未満の官公需特定品目^(別表)の入札について

入札参加資格として本市が求める年度の本市有資格者名簿において本名簿上の本店所在地または支店所在地を大阪市内の所在地で登録して企業の区分を大企業で登録していない者（以下「市内中小企業者」という）に、原則、限定して発注を行います。

なお、印刷及び事務用品の入札については、市内中小企業者のうち本名簿上の本店所在地を大阪市内の所在地で登録をしている者に、原則、限定して発注を行います。

また、過去の発注により対象業者の参加が見込めない場合は、この限りではありません。

2 予定価格 500 万円未満の官公需特定品目以外の入札について

原則として、前年度及び前々年度の入札状況から市内中小企業者の参加が 7 者以上確保できるものにつき、市内中小企業者への発注を行います。

3 上記 1 及び 2 の入札について、入札参加資格を満たし当該契約の履行が可能と想定される者が、7 者以上確保できることが想定できない場合や遠隔地において履行する場合等、この取扱いによりがたい場合は、この限りではありません。また、不調となった場合は、再発注時にこの取扱いによらずに発注することができるものとします。

4 上記 1 及び 2 の取扱いにより、競争性が著しく損なわれていると認められるときは、別途取扱いを検討します。

附則

- 1 この取扱いは、平成 23 年 4 月 1 日以降発注分から適用します。
- 2 物品買入等指名基準の取扱いについては、廃止します。

(別表) 中小企業官公需特定品目(例示)

区分	品目名
1. 織物	綿・スフ織物(タオル織物を含む。)、絹・人絹織物、毛織物、麻織物、メリヤス生地等
2. 外衣・下着類	制服(警察職員、消防職員、郵政職員、自衛隊員の制服等)、労働用・事務用及び衛生用(看護着、医務服、白衣、割ぼう着、エフロン等)の作業外衣、雨衣、スポーツ用外衣(スキー服、スケート服、登山服、競馬服、野球服等)、オーバーコート、スプリングコート、ジャンパー、ズボン、ドレス、スーツ、ジャケット、スカート、セーター、ワイシャツ、ブラウス、スポーツシャツ、シャツ、ズボン下等(メリヤス製品を含む。)
3. その他の繊維製品	1. 2以外のものであって以下に例示する繊維製品(メリヤス製品を含む。) じゅうたん、ネクタイ、スカーフ、マフラー、ハンカチーフ、寝具、テント、シート、日よけ、ほろ等の帆布、シーツ、テーブル掛、手ぬぐい、ナプキン、どん帳、引幕、のぼり、ひも類、ガーゼ・ほう帯等の繊維製衛生材料、柔道着・剣道着等の和装製品、主として繊維製の帽子、繊維製袋、たび、くつ下、手袋、網、魚網、網地等
4. 家具	木製・金属製の家具(机、テーブル、いす、ロッカー、キャビネット等)、マットレス、組スプリング、ブラインド、カーテンロッド等のカーテン部品、鏡縁、額縁、黒板、教壇、金庫等
5. 印刷	機械(とつ版・平版・おう版等)印刷物及び謄写印刷物、罫紙及び事務用記録帳簿等(官公庁の名称等の入った特注品は印刷とみなす。)
6. 機械すき和紙	トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ちり紙、京花紙、生理用紙、タオル用紙、書道用紙、障子紙等
7. 潤滑油	潤滑油(グリースを含む。)
8. 事務用品	(1) 筆記用具 鉛筆、ボールペン、サインペン、シャープペンシル、マジックインキ、吸取紙、ペン皿、墨、墨汁、消しゴム、下敷、机上用マット、万年筆、付ペン(ペン先、ペン軸等)、毛筆、インキ、フェルトペン、白墨、インクスタンド、文鎮、すずり、絵画用品等 (2) 事務用品 ナンバーリング、チェックライター、数取器、ダイモテープライター、ホッチキス、穿孔機、パンチ、統計表示器、新聞架、計算尺、スケール、ソロバン、印章、印肉、謄写版及び謄写用器具、スタンプ、製図用具、定規、鉛筆削り器、のり、テープ等接着用具、クリップ・ピン、画びょう、ファイル等、 (3) 事務用記録帳簿(印刷に入るものは除く。) 便箋、封筒、原稿用紙、レポート用紙、バインダーリーフ、カード、記録カード、ノート類、用紙、集計用紙、決算用紙、伝票、通帳、統計表類、領収書、金銭出納帳、帳簿、給料袋、日誌、日報等

9. 台所・食卓用品	<p>(1) 調理用具 ほう丁、ボール、洗いおけ、水切り、ざる、しゃくし類、しゃもじ、皮むき器、手持ちかん切り、おろし器、計量スプーン、計量カップ等</p> <p>(2) 料理用具 かま、なべ、湯沸し（鉄びんを含む。）、フライパン、玉子焼き器、コップ類、飯ごう等</p> <p>(3) 飲食器 さら類、わん類、グラス・コップ類、はち類、ボール類、酒器類等</p> <p>(4) 食卓器具 ピッチャ類、ポット類、盆類、きゅうす類、茶卓、調味料入れ、ぜん、せん抜き、ようじ入れ、飯びつ等</p> <p>(5) 食料貯蔵器具 米びつ、茶筒類、ポット、水筒、弁当箱、ジャー等</p> <p>(6) ナイフ、フォーク、スプーン、はし類及び同附属品等 ナイフ・フォーク・スプーン類、れんげ、はし、はし箱、はし立て、食事用紙製品（紙コップ、さら等）、飲料用ストロー等</p> <p>(注1) 本品目は、金属製（鉄製、ステンレス製、ほうろう鉄器製、アルミニウム製等）、ガラス製、陶磁器製、合成樹脂製、木竹製、紙製等材質の如何を問わない。また、和風、洋風等形状の如何を問わない。</p> <p>(注2) なお、台所・食卓で使用されるものであっても、「民生用電子電気機械器具」（電気がま・ジャー・ポット・ホットプレート・トースター等のちゅう房用電熱用品、電気冷蔵庫等）、ガス・石油による熱調理器具（ガスレンジ等）、調理機械、「家具」（食器戸だな、調理台、ガス台、サービスワゴン等）、「繊維製品」（テーブル掛け、ナプキン等）、台所用ハンガー類、バケツ類、清掃器具、合成洗剤等は、本品目には含まれない。</p>
10. 再生プラスチック製製品	<p>(1) くい、さく、支柱類 標識くい、境界くい、測量くい、柵くい、線路表示くい、工事用支柱、さく等</p> <p>(2) 板、まくら木類 土止板、フェンス、配管用まくら木等</p> <p>(3) 公園施設類 ベンチ、街路樹支柱、公園のさく・くい、遊び具類等</p> <p>(4) 土木建築用資材 U字溝、溝ぶた、土管代用品、住宅用資材等</p>

※中小企業庁 平成22年度版官公需契約の手引きより引用